

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(6)・ 平 13 老発 155	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針) 利用者の介護予防に資するよう、その目標設定し、計画的に行っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(外部サービス利用型特定施設サービス計画及び外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の作成) ① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 1 項・ 第 5 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない） ⑤ また、サービス計画を利用者に交付していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 4 項・ 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 3 項・ 第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ サービス計画作成後においてもモニタリングの結果などを踏まえ、他の特定施設及び介護予防特定施設従業者と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 8 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(相談及び援助) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。	平 11 厚令 37 第 187 条・ 平 18 厚令 35 第 250 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(9)・ 第四の三 10(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(利用者の家族との連携等) 利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	平 11 厚令 37 第 188 条・ 平 18 厚令 35 第 251 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(10)・ 第四の三 10(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(運営規程)</p> <p>施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）を定めていますか。</p> <p>(ア) 事業の目的及び運営方針  (イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容  (ウ) 入居定員及び居室数  (エ) サービスの内容及び利用料その他の費用の額  (オ) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地  (カ) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続  (キ) 施設の利用に当たっての留意事項  (ク) 緊急時等における対応方法  (ケ) 非常災害対策  (コ) その他運営に関する重要事項</p> <p>注)「外部サービス利用型指定特定施入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものである。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 9・ 平 18 厚令 35 第 259 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>① 受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っていますか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者ですか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定通所介護等の基準どおりですか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>④ 事業開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と受託居宅サービス事業所ごとに、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	⑤ 事業開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 5 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 6 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 7 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 8 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 8 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(勤務体制の確保等) ① 利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業員の勤務の体制を定めていますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3 (12)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は当該受託居宅サービス事業者の従業員によって行われていますか。 ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。	平 11 厚令 37 第 190 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(12)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 4 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(協力医療機関等) ① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	平 11 厚令 37 第 191 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。(努力義務なので、「いいえ」に該当しても可)	平 11 厚令 37 第 191 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(掲示) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 32 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 30 条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(秘密の保持等) ① 事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしていませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 33 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 31 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(21)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 一 3(21)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 3(21)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（広告） ① 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ② 景品表示法第 4 条第 1 項第 3 号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示とになっていませんか。* 1) 土地又は建物についての表示 2) 施設又は設備についての表示 3) 居室の利用についての表示 4) 医療機関との協力関係についての表示 5) 介護サービスについての表示 6) 介護職員等の数についての表示 7) 管理費等についての表示 * 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームが該当（「1. 指定に関する事項」を参照）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 34 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 32 条準用）・ 「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 35 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 33 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 一の 3(22)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(苦情処理)</p> <p>① 事業者は、利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を行っていますか。</p> <p>* 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示等を行っている。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条第 1 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条第 1 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条第 2 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条第 2 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 市町村、国民健康保険団体連合会の照会や調査に協力し、指導や助言に従って必要な改善を行い、求めに応じ報告を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行っていますか。</p> <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 1 項・第 2 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 1 項・第 2 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(24)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 3 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 3 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(24)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(会計の区分) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者介護・指定介護予防特定施設入居者介護の事業とその他の事業の会計を区分していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 38 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 36 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 3(25)・ 平 13 老振発 18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(非常災害対策) ① 防火責任者等が非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関（地域の消防機関）への通報及び連携体制（消防団や地域住民との連携を図り消火・避難等に協力してもらえようような体制）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ② 10 人以上の社会福祉施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っている。基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 103 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 104 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六の 3(6)・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 条）・ 「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 19 年政令第 179 号）・ 「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成 19 年総務省令第 66 号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(衛生管理等) ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六の 3(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六 3(7)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等の感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・平 11 老企 25 第三の六 3(7)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(高齢者虐待の防止) ① 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 4 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 20 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(記録の整備) ① 従業者、設備、備品、会計、受託居宅サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 1 項・平 18 厚令 35 第 261 条第 1 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② サービス計画を保存していますか。（その完結日から2年間） ※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時（契約終了時や死亡時など）のこと。以下同様。	平11厚令37第192条の11第2項第1号・ 平18厚令35第261条第2項第1号	□	□	
	③ 受託居宅サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第192条の11第2項第2号・ 8の第2項・ 平18厚令35第261条第2項第2号・ 第263条第2項	□	□	
	④ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について結果等を記録し、保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第192条の11第2項第3号・ 平18厚令35第261条第2項第3号	□	□	
	⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第26条・ 第192条の11第2項第4号・ 平18厚令35第23条・ 第261条第2項第4号	□	□	
	⑥ 苦情の内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第36条第2項・ 第192条の11第2項第5号・ 平18厚令35第34条第2項・ 第261条第2項第5号	□	□	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 37 条第 2 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 6 号・ 平 18 厚令 35 第 35 条第 2 項・ 第 261 条第 2 項第 6 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 181 条第 2 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 7 号・ 平 18 厚令 35 第 237 条第 261 条第 2 項第 8 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑨ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 8 号・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・ 第 261 条第 2 項第 9 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑩ 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意書に係る書類を保存していますか。（その完結日から2年間）  （有料老人ホームに係るものに限る。）特定施設入所者生活介護を行う者から市町村若しくは国保連に対し、入所者である要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類）に規定する書類	施行規則 64 条第 3 項・ 平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 2 項第 10 号・ 平 18 厚令 35 第 261 条第 2 項第 7 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪ 基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託した場合は、当該事業者の業務の実施状況について結果等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 9 号・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・ 第 261 条第 2 項第 10 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
変更の届出等	<p>(変更の届出等)</p> <p>事業者は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届けていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所の名称及び所在地</li> <li>2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</li> <li>4) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li> <li>5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>6) 運営規程</li> <li>7) 協力医療機関名（歯科含む）及び診療科名並びに契約内容</li> <li>8) 居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>9) 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号</li> <li>10) 役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>11) その他指定に関し必要と認める事項</li> </ol>	<p>法第 75 条・</p> <p>施行規則第 131 条・</p> <p>施行規則第 123 条</p>	□	□	



# 認知症対応型共同生活介護



認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は標準数（利用者の数が3又はその端数を増すごとに1）を満たしていますか。	運営基準第90条 予防基準第70条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1) →介護従事者1人あたりの利用者数を記載してください（複数の介護従事者がいる場合は、1番多数の利用者を担当している介護従事者の担当利用者数を記載） （                      名）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 夜間及び深夜の時間帯の介護従事者の員数は標準数（1以上）を満たしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護従事者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤（                      名）非常勤（                      名）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ユニットごとに計画作成担当者を配置できていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画作成担当者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。 *ただし、介護支援専門員は常勤でない者を充てても差し支えない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
管理者	(1) ユニットごとに常勤の管理者を置いていますか。ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事することは差し支えない。*訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられる。	運営基準第91条 予防基準第71条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(1) 代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか。	運営基準第92条 予防基準第72条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 代表者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「単位毎の利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

<b>II 設備基準</b>					
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	(1) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできていますか。	運営基準第93条 （平成21年4月消防法施行令改定予定） 予防基準第73条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 入居定員は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 一つの居室の定員及び床面積は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明・同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第9条 予防基準第85条により準用する運営基準第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第12条 予防基準第85条により準用する運営基準第14号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行なっていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第13条 予防基準第85条により準用する運営基準第15号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
入退去	(1) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	運営基準第94条 予防基準第74条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 主治の医師の診断書等により、認知症の状態のあることの確認をしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	(1) 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載していますか。	運営基準第95条 予防基準第75条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	(1) 現物給付サービスを提供した際には、その利用者から利用料の支払を受けていますか。	運営基準第96条 予防基準第76条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 食材料費、理美容費、おむつ代、その他日常生活費に要する費用の取扱いは適切に行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の費用の額に係るサービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
保険給付のための証明書の交付	利用料の支払を受けた場合は、必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第22条 予防基準第85条により準用する運営基準第23号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれていますか。	運営基準97条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 *介護保険指定基準上、利用者の身体拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 外部評価を少なくとも年1回は受けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 自己評価・外部評価の結果について掲示する他、利用者又はその家族に送付等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（予防のみ）	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	予防基準第86条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針（予防のみ）	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握をおこなっていますか。	予防基準第87条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 計画作成担当者は(1)に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画作成担当者は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 計画作成担当者は、適切に当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	